

# 東北地区スポーツ推進委員協議会 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、東北地区スポーツ推進委員協議会と称し、事務所は東北地区スポーツ推進委員研修会開催県に置き、持ち回りとする。

## 第2章 目的

第2条 本会は、スポーツ推進委員相互の連絡協調を図るとともに、東北地区社会体育の健全な普及発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 組織

第3条 本会は、東北地区のスポーツ推進委員をもって組織する。

## 第4章 事業

第4条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。  
(1) スポーツ推進委員並びに各県協議会の連絡調整に関すること  
(2) スポーツ関係諸団体との連絡及び協力に関すること  
(3) 地域スポーツの普及振興に関すること  
(4) 会員の研修に関すること  
(5) 表彰に関すること  
(6) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第5章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長（東北地区スポーツ推進委員研修会開催県のスポーツ推進委員協議会会長があたる。）  
(2) 理事（各県会長・各県会長以外の代表者）

## 第6章 会議

第6条 本会に次の会議を置く。  
(1) 会長会  
(2) 役員会

## 第7章 会長会

第7条 会長会は東北地区スポーツ推進委員協議会会長が招集する。  
2 会長会は以下の役員をもって構成する。  
(1) 東北地区スポーツ推進委員協議会会長  
(2) 各県会長  
3 会長会には、必要に応じて関係事務局も同席させることができる。

## 第8章 役員会

第8条 役員会は東北地区スポーツ推進委員協議会会長が招集し、議事を議決する。  
2 役員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。  
3 役員会は、次の事項を審議する。  
(1) 事業に関すること  
(2) 予算・決算に関すること  
(3) 規約改正に関すること  
(4) 役員に関すること  
(5) その他  
4 災害その他特別な事情により役員会の開催が難しい場合には、役員会を開催せずに書面にて議決を行うことができる。  
5 役員会には各県事務局も同席する。

## 第9章 会計

第9条 本会の経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。  
2 負担金額については別表のとおりとする。

## 第10章 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合の役員

第10条 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合の東北代表理事は、会長会または役員会で協議し、選出する。  
2 東北代表理事の任期は原則として2期（4年）とし、1期（2年）ごとの再任を認める。  
3 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合の副会長は、別表のとおり当該年度の東北代表理事が務める。なお、前年度までの東北代表理事が継続して務めることを原則とする。

## 第11章 細則

第11条 本会に必要な細則は、会長会または役員会で決める。

## 附則

この規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。  
平成10年 7月 8日一部改正  
平成11年 7月 14日一部改正  
平成23年 10月 6日一部改正  
平成30年 7月 6日一部改正  
令和 2年 11月 20日一部改正  
令和 4年 3月 31日一部改正  
令和 5年 7月 6日一部改正

別表（第9章関係）

（基準額（35,000円）＋3,500円×推薦数10人を超える人数）

※12人の場合、 $12-10=2$ 人